# 競技会規程

一般社団法人全日本かるた協会

#### 第一章 総則

# 第一条 (総則)

本規程は、一般社団法人全日本かるた協会(以下、協会という)が主催する競技会(主催大会という)ならびに公認した競技会(公認大会という)の運営および競技の進行について定めるものである。

【補足】○公認大会は以下のとおり開催するものとする。

- 1. A級・B級・C級の開催を必須とし、全国大会と位置付ける。D級以下の開催は任意として地方大会と位置付ける。
- 2.参加地域については、A級・B級・C級は全国からの参加とする。D級は支部、E級は都道府県を原則とするが主催者判断で拡大することができる。
- 3. 同一年度内・同一大会で開催できる回数について、A級・B級・C級は1回、D級以下は2回とする。
- ○各級の開催下限人数は16名とし、それを下回る場合の成績には「昇段基準」を適用できない。
- ○本規程は「個人戦」を前提としている。
- ○本規程ならびに通達等と異なる大会運営をする必要が生じた場合は、事前に競技かるた部長の承認を得ること。

なお、大会後に効果や問題点を競技かるた部長に報告することとする。

# 第二章 競技運営

# 第二条 (出場資格)

一 主催大会及び公認大会のうち、A級、B級、C級に出場する競技者は協会に出場級の選手登録をしている者に限る。

【補足】○競技者の所属会は、選手登録した際の所属会とする。

○昇級要件を満たした場合は昇級・昇段申請を速やかに行うこととする。

なお、B級、C級の優勝者は昇級・昇段承認前であっても同一級に出場することはできない。

○同一大会への出場は1回とする。また、A級・B級・C級出場者は昇級があっても複数回出場できない。

#### 二 D級以下については、協会への選手登録を要しない。

【補足】○競技者の所属会は、競技者の任意とする。

〇同一大会への複数回出場ができる。また、D級以下で昇級・昇段した場合の上位級に出場することは主催者の判断で認めてよい。

# 三 定員数を超過した場合は、当該年度内の大会出場回数の少ない選手を優先し、出場回数が同数の場合は抽選により出場選手を決定する。

#### 1. 抽選免除制度

公認大会は主催者枠として、同大会前年度A級優勝者や地元選手、海外選手など、大会案内時の定員数の20%以内を抽選免除とすることができる。但し、 海外選手は海外かるた会の登録選手かつ海外での定住者(日本への長期滞在者は除く)として、かつ全階級の合計5名以内とする。

#### 2. 抽選方法

- 1) 主催者枠を除き、年度内の大会出場回数の少ない選手を優先した上で抽選を行う。
- 2) 目時、場所、立会人を定めて公開で行う。
- 3) キャンセルが出た場合に繰り上げを行う場合は、キャンセル待ち順番を設定して公開する。
- 4) 抽選後にキャンセルをした場合は、理由の如何を問わず大会出場回数をカウントする。

【補足】 ○当面はA級で試行する。

#### 3. 運用方法

- 1)海外選手で主催者枠を希望する者は、抽選実施前に普及指導部の海外窓口担当者を経由して普及指導部長へ申請する。なお、申請人数が6名以上の場合は、 普及指導部の海外窓口担当者が抽選して5名以内にする。普及指導部長は、海外選手リストを競技会主催者ならびに競技かるた部長へ伝える。
- 2) 抽選結果を受けて、競技会主催者が参加選手を公表する際は、抽選免除選手であることを明示する。

# 第三条 (競技方式)

一 主催大会及び公認大会は、原則としてトーナメント方式で行い、1回戦の対戦数は2回戦進出者数が2の乗数になるようにする。

【補足】○名人位・クイーン位決定戦など主催大会は独自の運営方式を定めることができる。

○運営の都合により、やむを得ず1回戦を総当り方式にし、2回戦にて3回戦進出者数が2の乗数になるよう調整することも認めるが、審判長は対戦の組合せを決定する前にその旨の宣言が必要である。なお、総当り方式の場合、2回戦の組合せ決定後の棄権を除き、1、2回戦続けて不戦勝になる者が出ないように調整する。

# 二 1つの階級を分割することができる。

- 【補足】〇A級64名、B級64名、C級32名、D級32名、E級16名(以下、「基準値」という)を超えた場合は分割を認める。
  - ○分割しない場合においても、1目に6回戦を超えて実施することは認めない。
  - ○分割する場合のパート数(分割数)の上限は、出場者数が基準値を超え2倍までなら「2」、3倍までなら「3」・・・(以下同様)とする。

例えばC級が60名の場合、パート数上限は2となる。

〇同一日、同一会場で実施する場合、A級は極力パートを分けずに対戦を決め、最終的に優勝者が複数人になるよう運営することが望ましい。

#### 第四条(対戦の組合せ)

- 一 対戦の組合せは、級ごとに審判長または審判長の指名する競技会役員が決定する。
  - 【補足】○組合せを決める際は、原則としてその対戦に含まれる競技者、もしくはその所属会の代表者の立ち会いの下に行う。
    - ○組合せは、競技者名の書いた対戦カードを用いて行い、原則として裏返した対戦カードを1枚ずつ表に向け、1組ずつ組合せを決めていく。
    - ○同一支部内の競技者同士の対戦を避ける等の措置を実施する場合、審判長は組合せ前にその旨を宣言しなければならない。ただし、この措置は2回戦までとする。
    - ○1、2回戦の組合せで不戦勝者が出る場合は、不戦勝者を先に決めるのではなく、対戦の組合せを先に決め、原則として同一所属会の競技者が組合せ数以上選ばれないようにする。
- 二 組合せに際しては、同一所属会の競技者同士の対戦は可能な限り避ける。
  - 【補足】○同一所属会同士の組合せになった場合は、後で出た方を次の組合せに回し、同一所属会同士の対戦にならないようにする。最後の1組で同一所属会同士 になった場合は、1組目の先に出た競技者、後に出た競技者、2組目の先に出た競技者・・・の順に入れ替えても問題ないところを探し、入れ替える。
    - ○同一所属会同士の対戦を1組以上組まざるを得ないとき、組合せ前に審判長がその決定方法を宣言した場合を除き、入れ替えができなくなったところから 同一所属会同士も組合せていくこととする。
    - ○組合せにおいて、肉親や夫婦ということでは特段の配慮はしない。

#### 第五条 (着席)

一 競技者は、組合せ決定後直ちに指定の座席に着かなければならない。

【補足】○競技者は対戦相手が決まった時点で、ただちに着席するように心がけねばならない。そのためにも、組合せの際には競技会場をできるだけ離れないようにすること。

二 暗記時間開始から5分以内に着席しない競技者は、棄権したものとみなされる。

# 第六条(持札の配置)

競技者は、審判長の合図により持札を速やかに並べる。

【補足】○審判長は、競技者全員の着席を待つ必要はない。

○競技者は、対戦者の配置を見ながら意識的に遅く並べるようなことをしてはならない。

# 第七条 (暗記時間)

暗記時間の開始、残り2分、終了は、審判長が宣言する。

【補足】○暗記時間は、ごく一般的な競技者が持札を並べ終わってから15分間と考えてよく、一番並べるのが遅い人が並べ終えるのを待つ必要はない。審判長の裁量で、ほぼ全員が並べ終わったと考えられる時点から計測を開始してよい。

○競技開始の宣言をもって暗記時間終了とする。

# 第八条 (競技開始)

- 一 暗記時間終了後、審判長の宣言により競技を開始する。
- 二 競技者は、競技開始の際には指定の座席に着席していなければならない。

【補足】 ○競技者が着席していない場合、審判長の判断により、競技者不在のまま競技を開始することができる。

#### 第九条(競技中の離席)

- 一 競技者は、原則として競技中は指定の座席を離れてはならない。
- 二 競技者は、やむを得ない理由がある場合は、対戦者と審判員に通告した上で離席することができる。

【補足】 ○離席した競技者は、離席中に読まれた札や作戦等競技に関することについて、何人とも会話してはならない。

三 前項の場合、審判長の判断で競技者不在のまま競技を続行することができる。

この場合、対戦者は、出札を自己の取りとすることができ、また出札が相手陣の場合、その都度1枚の送り札ができる。

# 第十条(競技結果報告)

競技を終わった者は、双方協力のもとに使用した札の整理をし、勝者はその結果を速やかに競技会役員に届け出る。

【補足】 ○必ず使用した札50枚があることを確認した上で、残り枚数とともに結果を届け出る。

# 第三章 読み

# 第十一条 (読手)

- 一 主催大会及び公認大会における読手は、原則専任読手または公認読手でなければならない。
- 二 競技会主催者は、読手を事前に発表する。

【補足】 ○A級の競技会場の読手は、原則として専任読手もしくはA級公認読手とする。

## 第十二条 (序歌)

競技会における序歌は、原則として協会指定の序歌を用いる。

【補足】○協会指定の序歌は以下の通りとする。

難波津に 咲くやこの花 冬ごもり 今を春べと 咲くやこの花

○指定序歌以外を用いる場合、審判長は事前にその旨宣言しなければならない。

#### 第十三条 (読み)

ー 読手は、会場の状況を確認してから読み始めなければならない。

【補足】〇読手は、全ての競技者が札の整理や送り札を完了し、次の札を待つ準備ができたと判断できるまでは読み始めないようにしなければならない。

○主催者は、必要に応じて競技会場内に役員を配置し、全競技者の準備状況が読手に伝わるようにする。

二 読みの成立、不成立は審判長が判断し、必要に応じてその旨宣言する。

【補足】○審判長からの特段の宣言がない場合は、上の句全てが読み上げられていなくても読みは成立したものとする。

三 競技会役員は、必要に応じて読みを中断させることができる。

【補足】○読手が競技者の読みの制止に気付かずに読み始めた場合や、会場周辺の騒音などで読みを中断することが適当と思われるときに限り、速やかに読手に合図して読みを制止することができる。

#### 第四章 審判

# 第十四条 (審判長)

一 競技会主催者は、審判長を事前に発表する。

【補足】 ○審判長は、原則として公認審判員でなければならないが、B級以下の審判長は準公認審判員も認める。

- 二 審判長は、本規程、および競技規程、競技規程細則に基づき、以下の事項に責任を持つ。
  - (1) 対戦の組合せ
  - (2) 読みの成立、不成立
  - (3) 取りやお手つきの判定などで、競技者間で判断がつかない事項への対応
  - (4) 競技者、観戦者に対する競技規程細則に定める事項、ならびにマナーの徹底
  - (5) その他、競技会進行に必要な事項

【補足】 ○ (3) 競技者間ですぐに判断がつかない場合や、頻繁にクレームがつく場合には、審判員に判定を仰ぐように指導することができる。

# 三 審判長は、その業務を補佐するために競技会場内に審判員を配置することができる。

- 【補足】○審判長、審判員は、毅然とした態度で判定を下す。
  - 〇審判員は、原則として公認審判員、準公認審判員でなければならないが、A級の競技会場以外では審判長の判断による。

# 四 審判長は、個別の試合に審判員、副審判員をつけることができる。

- 【補足】○審判長は、全体の状況把握が求められるため、原則として個別の試合の審判にはつかないようにする。
  - ○個別の試合につける審判員は、極力いずれの競技者とも同一所属会でない者が望ましい。
  - ○個別の試合につける審判員は、公認審判員、準公認審判員でなければならないが、A級の試合以外では審判長の判断による。
  - ○審判長が必要と判断する場合に限り、審判員、副審判員を区別してつけることができる。なお、副審判員は参考意見を審判員に伝えるのみで、判定は 審判員が下す。

# 五 審判長は、必要に応じて審判長代行を定め、その職務を代行させることができる。

- 【補足】○審判長は、競技者からのアピールに速やかに対応できるように、競技中は競技会場に常駐する必要がある。そこで、競技会場を離れる場合や、競技会場が二ヶ所以上に分かれる場合は、各会場に審判長代行を配置することが必要になる。
  - 〇なお、A級の競技会場における審判長代行は公認審判員であることが望ましいが、やむを得ない場合は準公認審判員でもよい。A級の競技会場以外では審判長の判断による。

# 第十五条(審判員による判定)

- 一 審判員は、原則として競技者に求められた場合にのみ判定を下す。
  - 【補足】○審判長も審判員の一人として個別の試合の判定もできる。
    - ○競技者に判定を求められた場合は、審判員は判定のために必要最小限の確認を行った後、速やかに判定を下さなければならない。

- 二 競技者から求められない場合であっても、競技者双方の承諾、もしくは審判長の指示を受けた上で、審判員が判定することができる。
  - 【補足】○競技中の判定、クレーム、トラブルについてはまず当事者間で解決に努め、解決できない場合のみ審判員の判定を仰ぐことが原則であるが、それが長時間に亘る場合やあまりにもクレームのつき方がひどい場合には、競技進行の上からも、審判員が注意・警告・退場の処分を宣告する。(後述)
- 三 審判員以外の判定は認められない。

【補足】○例えば、観戦者による判定は認められない。

#### 第十六条 (個別の試合の審判員)

- 一個別の試合についた審判員は、いずれかの競技者から判定を求められた場合は、速やかに判定を下さなければならない。
  - 【補足】 ○審判員は副審判員がついていた場合に限り、その意見を聞いて判定を下すことができるが、その試合の判定に関しては競技者に対する確認を行うことなく判定すること。
- 二 個別の試合についた審判員は、競技者に何らかの判定を類推させる行為をしてはならない。
  - 【補足】○読みを待たせるときは審判員がついていないときと同様、競技者が挙手などで行わなければならない。 審判員が読みを待たせることは、競技者に取りやお手つきの判定を類推させることにもなるので行わないこと。
    - ○審判員が読みに合わせて身体を動かすことは、競技者の邪魔になる恐れもあるため、極力目の動きだけで状況を把握するようにする。
- 三 主催大会及び公認大会におけるA級の決勝戦には、原則として競技開始から審判員をつける。

# 第十七条(違反行為への対応)

一 審判長、審判員は、競技規程及び競技規程細則に違反する競技者に対しては、対戦者のアピールの有無にかかわらず、適切な指導を 行うことができる。 【補足】○例えば、構えの際に有効手や頭が競技線から明らかにはみ出るような違反については、積極的に指導することができる。

二 審判長、審判員は、競技規程及び競技規程細則に定める禁止行為、ならびに妨害行為を行った競技者や観戦者に対しては、段階的に 注意、警告、退場の措置をとることができる。

【補足】○注意とは、違反事項を指摘し、その改善を促すこと。

- ○警告とは、再度違反があった際には退場処分にすることを前提に宣告すること。
- ○退場とは、競技を途中で止めさせ反則負けとし競技場からの退場を命じること。
- ○なお、行った行為が特に悪質と判断する場合は、段階を経ずとも警告、退場の措置をとることができる。

# 第十八条 (附則)

- 一 本規程に定めのない事項については、審判長の判断による。
- 二 本規程の更新については、協会は必要に応じてこれを行うことができる。

施行 平成 20 年 9 月

改定1 令和2年5月26日

改定2 令和6年4月1日

※最終更新日令和6年4月1日